しりょう **資料3**

報告書の提言が目指すもの ~

とうじしゃめせん しょう ぶくし かっしょうらいてんぼうけんとういいんかい 当事者目線の 障 がい福祉に係る将 来展望検討委員会

- (まんばんとういいんかい けんりつしせつ しえんないよう けんしょうとう ふ こんご しょう しゃ ちいきせいかつ いこう ひと く 本検討委員会は、県立施設の支援内容についてのこれまでの検証等を踏まえ、今後、障がい者の地域生活への移行やその人らしい暮らしを じっけん なに ちいき じゅうよう にんしき た しさくとう こうはん けんとう おこな しゅほう 実現するためには、何より地域づくりが重要であるとの認識に立ち、そのための施策等について広範に検討を行った。その手法は、およそ 20 なんご ねんごろ かながわ しょう ふくし すがた てんぼう じつげん む ぎょうせい じぎょうしゃ けんみん ふく おーるかながわ 年後(2040年頃)の神奈川の障がい福祉のあるべき姿を展望し、その実現に向け、行政のみならず、事業者や県民を含めオール神奈川でど さくねん がつ かい せいりょくてき ぎるん おこな う取り組んでいくべきかというものであり、昨年の7月から10回にわたり、精力的に議論を行った。
- はばひろ ぎろん はんえい ほうこくしょ ていげん も こ とうじしゃめせん しょう ふくし きてい な かんが い か みっ ② これまでの幅広い議論を反映し、報告書には、280もの提言が盛り込まれているが、当事者目線の 障 がい福祉の基底を成す 考 えは以下の三つ ほうこくしょ ないよう ひろ かんけいしゃ きょうゆう こんご そうごうてき けいかくてき しさくとう てんかい のぞ である。この報告書の内容が広く関係者に共有され、今後、総合的、計画的な施策等の展開につながることを望む。

1 個人の尊厳が守られる社会を作る

- い しゃかい けんしょう とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん とう りねん ふきゅうけいはつ つと・ 「ともに生きる社会かながわ憲 章 | 「当事者目線の 障 がい福祉実現宣言」等の理念の普及啓発に努める
- ・ 可能性を引き出す、一人ひとりに対応した専門的なサポートを確立する

など

② 本人の自己決定、自己選択を尊重した障がい施策を展開する

- ほんにんかつどう とうじしゃ せいさくけっていかてい さんか すいしん 本人活動、当事者の政策決定過程への参加を推進する
- ひつよう しょう しゃすべ い しけっていしえん う ばんそうがた そうだんしえんたいせい きず 必要とする 障 がい者全てが意思決定支援を受けられるようにするとともに、伴走型の相談支援体制を築く
- ひと く せんたく ちいき しゃかいしげん じゅうじつ はか その人らしい暮らしが選択できるよう、地域の社会資源の充実を図る

など

(3) 入所施設の役割を転換し、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組む

- にゅうしょしせつ やくわり しゅくしょう てんかん はか きんきゅうじ たいおう つうかがた さーびすていきょう じゅうてんか・ 入所施設の役割の縮小、転換を図り、緊急時の対応と通過型のサービス提供に重点化する
- ちいきほうかつ け あ し す て む たいしょうかくだい かんれんりょういき れんけいとう ほうかつてき しえんたいせい つく
- ・ 地域包括ケアシステムの対象拡大、関連領域との連携等により包括的な支援体制を作る
- けんいき じりつしえんきょうぎかい けん かか きょうか しちょうそんしえん とりく **圏域の自立支援協議会への県の関わり強化するなどにより、市町村支援に取り組む**

さんこうしりょう (参考資料1)

とうじしゃめせん しょう ふくし とうめん じっしたいけい いめーじ 当事者目線の障がい福祉の当面の実施体系(イメージ)

【いのち輝く暮らしに向けた施策等】

しゅうろう しゃかいさんか 就労、社会参加

- ぶる福 祉
- かよう療 苵 0
- 住まい (グループホーム、アパート)
- 地域づくり (NPO、ボランティア、民間企業等)

きょう が育 0

とうじしゃ じょうたい 【当事者の状態】

こうれいか高齢化

じゅうど しょう 重度の 障がい

きょうどこうどうしょう とう (強度行動障がい等)

いりょうてき ゖ ぁ **医療的ケア**

じ (者)

(障がいと関連のある) で
立・孤独、 ひきこもり

障がい児

しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設

にゅうしょしせつ (入所施設) 【機能の改善】

- 通過型、循環型
- * 施設外での日中活動
- * 外部からの相談支援
- * 介護施設の支援
- 【構造の改善】 * 個室化、ユニット化
- * 小規模化、街中化 きてらいとがた (サテライト型など)

県立施設にあっては、

- * モデルづくり
- みんかん 民間はできない支援

^{かぞく} 家族との同居

かいごほけんしせつ介護保険施設 とくよう ろうけんなど、 (特養、老健等)

しちょうそん 市町村

かまうそん 市町村

相き

でなっていしえん はい しけっていしえん

しちょうそん 市町村

からようそん

相き

談だん

支口

援礼

意思決定支援

からようそん

しょう ふくしけんいき 【 **障 がい福祉圏域】**

ながわけん 奈川県 * 市町村支援(情報提供、総合調整、自立支援協議会の活性化

2

医療機関 関がん

院

こじん そんげん まも しゃかい つく **個人の尊厳が守られる社会を作る**

めず 目指す未来

(ビジョン)

O 住み慣れた場所で差別や虐待を受けることなく、安心して生活できる

- 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している

提言のポイント

✓ 障がいを理由とした差別のない社会を実現すること

ともに生きる社会かながわ憲章

- マ 権利擁護の仕組みが整えられた、障がい者虐待のない社会を実現すること
- マ 「ともに生きる社会かながわ

 憲章」、「当事者自線の

 障がい福祉実現宣言」の理念の

 電気的

 発表の

 音がいる

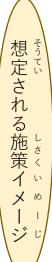
 できる

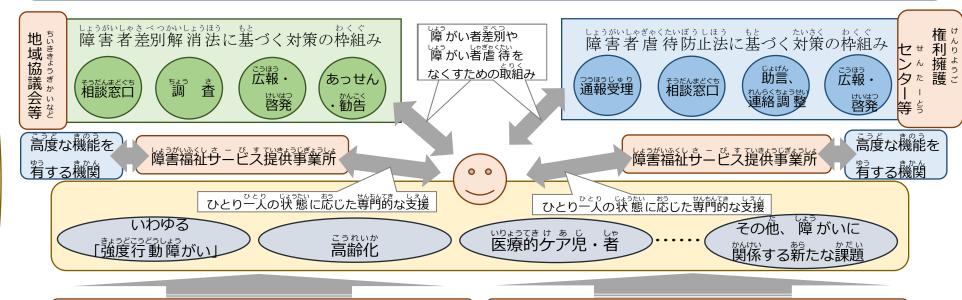
 でき
- いわゆる「強度行動障がい」の人に対する支援の充実を図ること

※ 互いの心が輝く支援であることがポイント

とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の障がい福祉実現宣言

- マ 高齢化への対応を推進すること
- マ 新たな課題 (医療的ケア児・者、ひきこもり、孤立・孤独、生活困窮、ケアラー、家族支援 等) への対応





さんこうしりょう (参考資料3)

ほんにん じ こ せんたく そんちょう しょう じ こ けってい しさく てんかい 本人の自己決定、自己選択を尊重した障がい施策を展開する

ゅぎ 目指す未来

(ビジョン)

いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所がある

ほんにん じょ けってい そんちょう けんりょうご しく きのう 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している

支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる

いのち輝かせて豊かな生活が送れる、その人らしい暮らし方が選択できる

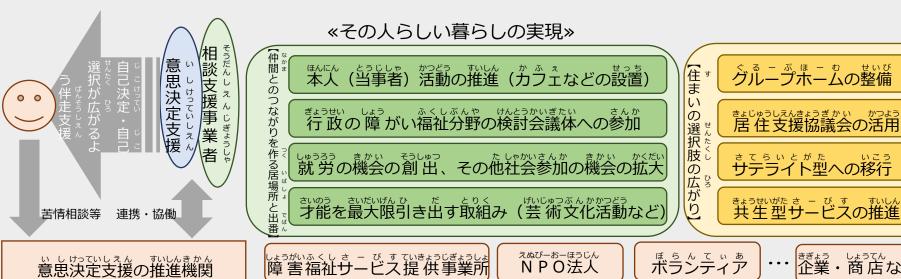
提言 \mathcal{O} ポぽ 1 " ンん h &

必要とする障がい者の誰もが意思決定支援を受けることができるようにすること

- 本人(障がい当事者)活動に対する支援、社会参加の促進を図ること
- しょうがい当事者の政策決定過程への参加を進めること
- できる。 大と人のつながりのある居場所、本人の力が発揮できる出番を作り出していくこと
- 地域生活移行を推進するとともに、地域生活及び居住の支援を進めること
- しょう 障がい者アートやICT技術の活用等を通じ、それぞれの才能を最大限引き出す取り組みを進めること

てもらうことである。それは、失敗 しても良いし、本人は責任を取ら なくても良いことがポイント

そうてい 想定 され る 施策 1 " メッ じ



きぎょう しょうてん 企業・商店など

「自己決定」は、他の人に影響

を与えるようなことを本人に決め

(参考資料4) にゅうしょし せつ ちいききょうせいしゃかい じつげん ぉーるかながわ と く 地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組む やくわり てんかん

入所施設の役割を転換し、

ぎ 目指す未来

(ビジョン)

提言

ポぽ

ンん

لح

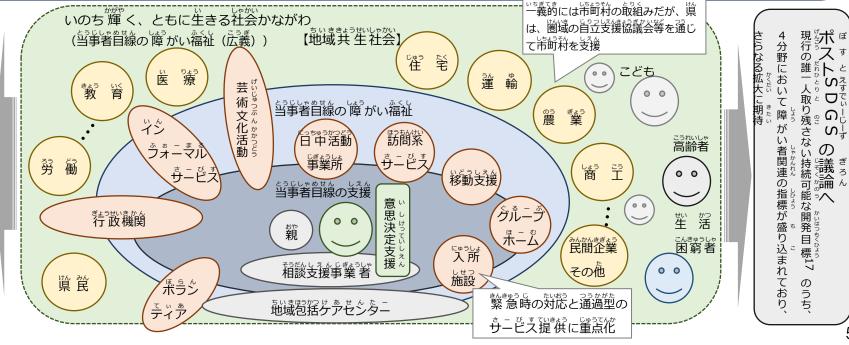
 \mathcal{O}

- いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、
- 医療や教育などの関連分野との連携により、生活課題が解決できる

たゆうしょしせつ やくわり しゅくしょう てんかん はかり まんきゅう じ たいおう つうかがた さ入 所施設の役割の縮 小、転換を図り、緊急時対応と通過型のサ

- ばんりつしまう。 しぇをないよう はんしょう おきな りょうかんほうこく でいげん ひきっ 県立施設の支援内容のさらなる検証を行うこと (中間報告での提言の引継ぎ)
- (医療、教育、雇用、住宅、農業、商工等) と連携を図った、包括的な支援体制を構築すること
- 福祉人材の確保と養成を進めること
- ポストSDGsの議論を加速させること
- ※ 支える・支えられる関係を越えた、自分ごとのまちづくりがポイント
- 世いどのできくかのうせい。かくほと 制度の持続可能性の確保を図ること
- けんいきごと じゅっしえんきょうぎかい けん かか きょうか しちょうそんしえん と く 圏域毎の自立支援協議会への県の関わり強化するなどにより、市町村支援に取り組むこと

| 必要な財政措置を維持しつつ、な制度の特続可能性の確保 提供サー 想定され ・ビスの最適化と質のびょうでは、 の確保 こる施策 各種デー の向上 タの分析等を通 を図っていく



5

^{さんこうしりょう} (参考資料5)

ねんごろ しょうがいしゃし えんしせつ すがた 2040年頃の障害者支援施設のあるべき姿と実施過程

やくわり しゅくしょう てんかん はか しょうらいてき きんきゅうじたいおう つうかかた さーです じゅうてんか で とくとし、それに向けて、役割の 縮 小 と転換を図り、将来的には緊急時対応と通過型のサービスに重点化することとし、それに向けて、 まっぽかい 協議会において、施設が担っている機能の地域への分散化を図るべく、関係者が支援の組み立てを議論していく

こん 今 後

か な が わぜんたい ひつよう しぇん く た おこな 必要な支援の組み立てを行っていく しえん

きのう ぶんさんか はか 者支援施設の機能の地域への分散化を図っていくために…

- いつでも「相談」できる窓口を用意する
- 安心して生活できる「住まい」を用意するはたらはたらして生活できる「住まい」を用意する
- (はたら) はたら しゅた こうにっちゅうかっとう ば ょうい 動きたい人が動ける、豊かな「日中活動」の場を用意する
- 重度訪問介護、行動援護等の「居宅支援」を充実する
- がいしゅつ ようい いどう しゅだん ようい 外出することを容易にする「移動」の手段を用意する
- 仲間とのつながりを作る、「集いの場」を充実する
 こうてき さ ー び す
 公的サービスだけではない、「地域のつながり力」を強化する

、 まゅう しょうがいしゃしぇ ふしせっ にっちゅうかっどう せいかつかいことう きょじゅう しせっにゅうしょしぇ ん ほうしゅうじゅう にゅう せっと せいどせっけい (注)障害者支援施設は、日中活動(生活介護等)と居住(施設入所支援)の報酬収入セットで制度設計 きにゅうぶぶん うんえい いじ かたい くに たい ぜいどかいぜんようほう ちこな されているため、居住部分だけで運営を維持できるかが課題(国に対して制度改善要望を行うことも検討)

県がしっかりと関与し、(自立 大えん きょうぎかいとう ば ぎろん かさ 支援) 協議会等の場で議論を重 ね、神奈川の各事業者の理解、 こうい もと とりく すす 合意の下で取組みを進める

しゃかいふくしれんけいすいしんほうじん せいど社会福祉連携推進法人制度、 ちいきせいかつしえんきょてん せいび かつよう 地域生活支援拠点の整備も活用

たゆうしょし せっ こうぞう かいぜん こしっ 入所施設の構造の改善(個室 か ゆにっとか しょうきぼか まちなか 化、ユニット化、小規模化、街中 かん)も同時に進める

ちゅう さてらいとがた どうにゅう む せいど (注)サテライト型の導入に向け制度

まゆうらい ほご しゅうようがた しょうがいしゃしぇ んしせっ かいしょう め ぎ しんきにゅうしょ きんきゅう じ たいおうとう のぞ げんそく ゆうき じりっくんれん ※ 旧来の保護収容型の障害者支援施設は解消を目指す。新規入所は、緊急時対応等を除き、原則として有期の自立訓練 つうかかた あわ じっしってき ちゅうやぶんり すす しせっ きのう きょじゅうしぇん やかん しぇん とっか のみ (通過型)とし、併せて、実質的な「昼夜分離」を進め、施設の機能は、居住支援(夜間の支援)に特化させるものとする

ちぃき たい にっちゅうかっどうさー び すとう ていきょう きまた (地域に対する日中活動サービス等の提供は妨げない) ※ うち、<u>県立施設</u>については、機能(市町村支援、基幹相談支援、研修機能)の移転を進め、規模を縮小の上、民間移譲も

しゃ けんとう まこな けん もと りんしょうけんきゅうてきゃくわり じんざいいくせい べっとけんとう 視野に入れた検討を行う(県として求められる臨床研究的役割、人材育成は別途検討)

施設機能 を図りながら の分散

2040

^{ねん} ころ **年 頃**

しょうがいしゃし えんしせつ やくわり しゅくしょう てんかん

急時対応と通過型のサービスに重点~

しゃかいし げん ひつようじゅうぶん ちいき せいび

しえんしせっ こんご かた けんとう 支援施設の今後のあり方の検討について けんりつしょうがいしゃし えんしせつ

- しょうがいしゃしぇんしせっ れいわ ねん がつ にちげんざい めい せいかつ でおり これまで、県下の重要な社会 できまる しゃかい はまる とり にままる しゃかい はまる ままる しゃかい はいまる しゃかい はいまる しゃかい はいまる とり はんか しゅうよう しゃかい はいまる とり これまで、県下の重要な社会 しばん 資源として位置付けられてきた。しかしながら、先の有識者による支援内容の検証において、複数の施設で虐待が疑われる不適切な支援 が長期間にわたり行われていたことが判明するとともに、新聞報道等でも、一部の県立施設における支援の質の課題がたびたび取り上げら れ、県立施設を管理する県本庁の関与のあり方や各県立施設の組織運営も含めた改善が求められている
- とうじしゃめせん しょう ふくし かか しょうらいけんとうてんぼういんかい じましていかんりきかん れいわ ねん がっ ねんかん していかんりしゃ せんてい 「当事者目線の障がい福祉に係る将来検討展望員会」においては、次期指定管理期間(令和5年4月からの5年間)の指定管理者の選定 きじゅん はんえい とうめん かた ぎろん おこな がつ ちゅうかんほうこく つうかがたしせつ てんかん ていいんき ぼ しゅくしょう かんきょう 基準に反映すべく、当面のあり方について議論が行われ、9月の中間報告において、①通過型施設への転換、②定員規模の縮小、③環境 (ユニット化・個室化) などの提言がなされた
- うこととしている

マイ い えんりょうしゃしえんけんしょういいんかい 津久井やまゆり園利用者支援検 証委員会 令和2年 (2020年)

中間報告書 5育

(発展改組)

和3年 しょうがいしゃしぇなしせつ 障害者支援施設における利用者目線の (2021幹)

- マ 虐待ゼロの実現を首指した取組み
- マ 行動障がいを軽減するための支援技術の向上 (身体拘束によらない支援)
- ✓ 意思決定支援の推進(荃慎への展開)
- v 利用者 (当事者) 首線の支援を支えるための組織的な体制づくり

とうじしゃめせん しょう ふくし かか しょうらいてんぼう 当事者目線の 障がい福祉に係る将来展望 学和3举 (2021年)

けんとういいんかい ちゅうかんほうこくしょ 検討委員会 中間報告書 9育

- ・ 地域生活移行、地域生活支援の推進(通過型の施設への転換)
- 定員規模の縮小、環境の整備(ユニット化、個室化)
- とうじしゃめせん き そ とした日中活動の充実
- いしけっていしぇん けいぞく じっせん けんしょう こう く こうまう 意思決定支援の継続 (実践を検証する仕組みづくりも必要)

ばんりつなかい 県立中井やまゆり園における利用者支援 りようしゃしえん 令和4年 (2022荤)

実践を継続 ^{じっせん} けいぞく

をはいかんりしゃ せんでいかんりしゃ せんでいかんりしゃ せんでい

について、新たな指定管理期間の開始津久井やまゆり園を含む4つの県立施設ってい

令和5年

(2023年)

4뛹

けんりつしょうがいしゃしえん 県立障害者支援 しせっ 施設 (7つの県立 しせっすべ 施設全て)のあり 芳について、
 ちゅうちょうきてき
 してん

 中長期的 な 視点
 から、さらなる けんとう おこな 検討を 行う

3月 左覧 の 4 つ の県立施設の指定管理期間の終期はいからつしせつしていかんりきかん しゅうき

令和10举

(2028年)

ちょうさ 調査